

六 經 過

度ト交渉ニ入りタルニヨリ爭議発端セリ

(1) 三月二十日午後一時ヨリ事業主宅ニ於テ關東紡織労働組合  
主席富田繁藏ハ後業員ヲ代表事業主ト會見先ツ富田ヨリ後  
業員モ「最初二角位ノ間ハ臨時工トイフ觀念ガアルカラ我  
慢スルガ半歳以上ニナリ急ニ失職スル事ハ大キナ苦痛ヲ此  
ノ疾考慮セラレ度ト要望シ之レニ對シ事業主花沢ハ其ノ  
意ヲ諒トシテ考慮スル旨回答シ各七時四十分無事會見終了  
セリ

(2) 三月二十四日午後七時ヨリ事業主宅ニ於テ關東紡織組合主  
富田繁藏及同執行委員小林 利ハ後業員代表早乙女弥太郎  
外四名ト共ニ事業主ト會見シ  
(1) 事業継続ニ對シ勞資共ニ協カスル事  
(2) 臨時休業ノ場合ハ休業手當ヲ支給スル事

(3) 工場閉鎖ノ場合ハ退職手當ヲ支給スル事

(4) 事業再開ノ場合ハ古參者ヨリ採用シ優先權ヲ與ヘル事  
以テ一項目ニ五ル嘆願書ヲ提出シ之レニ對シ檢討ノ上明ニ  
示シ正午迄ニ書面ヲ以テ回答セラレ度ト要求シ之レニ對  
シ事業主花沢ハ明日正午迄ト時間ヲ限ツテモ熟慮ヲ要スル  
ノ旨約束ハ出来ナイガ後日返事スル旨回答シ從業員側ハ何  
分宜シク願フト辞去シ會見約三十分ニシテ終了セリ

(3) 三月二十五日午後七時ヨリ事業主宅ニ前記富田繁藏小林利  
及後業員代表早乙女弥太郎外五名ハ事業主ト會見先ツ富田  
ヨリ事業ノ見透シハ如何デスト尋ネ之レニ對シ事業主ヨリ  
百方手ヲ盡シテ奔走シ居ルモ思フ様ニナラナイ事ガ残念デ  
アルト答ヘ更ニ早乙女ヨリ嘆願書ニ對シ具體的考慮セラレ  
タカト尋ネ事業主ハ之レニ對シ具體的發表ヲナサズ約一  
時間ニシテ明二十六日午後七時再會見ヲ約シ終了セリ